

UK REACH に係る情報更新

現在の状況で判断しますと、Brexit により EU の法律は 2021 年 1 月 1 日以降において英国に適用されません。年間 1 トンを超える化学物質を単品または混合物として英国にて製造または販売している英国、EU-27、日本等の企業は UK REACH に化学物質を登録する必要があります。

英国当局によりますと、UK REACH は現行の EU REACH に類似した規則になります。その登録には英国での法人資格または唯一の代理人(Only Representative: OR)指名が必要です。移行期間の終了日より英国健康安全局 (The Health and Safety Executive: HSE) が責任官庁として UK REACH を管轄します。

英国外 (EU-27、日本等) の企業

英国に輸出する英国外の企業も UK REACH に物質登録ができますが、英国での法人資格または OR 指名が必要です。英国外の企業による登録には暫定届出期間が認められます。物質の基礎データ、安全使用および企業の情報を 180 日以内、すなわち 2021 年 6 月 30 日までに提出しなければなりません。フル登録の期限は 2022 年 12 月 31 日です。

【当社の英国外 (EU-27、日本等) 企業へのサービス】

- ・ SCC 現地法人 (設立手続き中) による英国での唯一の代理人 (OR) サービス
- ・ 登録支援 (2021 年 1 月 1 日より)
- ・ 当社法務部門である SCC-Legal による EU REACH からのデータ取得支援(Letter of Access: LoA)
- ・ 英国での登録にむけ、試験方針を含む法規則対応戦略の作成

英国企業 (日本企業の現地法人や現地 OR を含む)

英国企業による EU REACH の既存登録は、UK REACH 登録に自動的に移管されます。すなわち、そのような物質を英国で再登録する必要はありません。しかしながら英国健康安全局は欧州化学品庁(ECHA)が保有する物質データに直接はアクセスできなくなるため、それらの英国企業は物質データを 2 年以内に英国健康安全局に提出しなければなりません。

- ・ 2021 年 5 月 1 日までに市場および物質の基本データ
- ・ 2022 年 12 月 31 日までに数量帯に適合した全ての情報

英国企業で、英国外企業が登録した化学物質を輸入している場合は UK REACH に登録しなければなりません。ただし、暫定届出期間が認められます。また、英国外企業が英国で OR 指名し UK REACH に登録すれば、その英国企業は登録免除になります。

【当社の英国企業へのサービス】

- ・ 既存の登録に関し英国健康安全局へのデータ移管支援

- ・ 当社法務部門である SCC-Legal による EU REACH からのデータ取得支援(Letter of Access: LoA)
- ・ 登録支援（2021 年 1 月 1 日より）
- ・ 英国での登録にむけ、試験方針を含む法規則対応戦略の作成

本ニュースに関してご質問がある場合やサポートが必要な場合は、SCC Japan へご連絡ください。

E-mail: info@scc-japan.com

Website: <https://www.scc-japan.jp/>

注意：情報の正確性について万全を期しておりますが、SCC GmbH、及び SCC Japan は情報に従って行動する、又は行動を控えた結果について、何らの責任を負うものではありません。